

四国中央市教育委員会取組方針

【令和5年度～令和9年度】





令和 5 年 9 月策定

四国中央市教育委員会取組方針

【令和5年度～令和9年度】

四国中央市教育委員会は、四国中央市教育振興に関する大綱と連携を図りながら、取組方針を次のように定め、『日本一の紙のまち四国中央市』の更なる発展に寄与する「ひとづくり・ふるさとづくり」を目指します。

【基本理念】

人がまんなか 子どもがまんなか
未来を拓く 人づくり
～「あったかな四国中央市の教育」～

▶ 基本方針

『国の形は、「人間の心の形」である。その形を作るのが教育である。』
これを四国中央市の教育の礎とし、教育理念の具現化に努めます。

○子どもたち一人ひとりが自らの幸せな人生とよりよい社会を創り、個人と社会のウェルビーイングが実現するよう努めます。

○今後の先行き不透明な時代に向けて、本市の未来を担う子どもたちの多様な能力や可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会を生き抜き、グローバル社会で活躍できる人材の育成に取り組みます。

○個人が置かれた多様な状況に寄り添い、誰一人取り残さない社会の実現に向け、総がかりで教育に取り組みます。

○郷土の自然や人・歴史・伝統・文化に「誇り」を持ち、真鍋淑郎博士に学び、「志」を胸に抱いて社会で活躍する人材の育成に取り組みます。

○生涯学習社会の実現に向けて、家庭教育・学校教育・社会教育との緊密な連携のもと市民一人ひとりが豊かな心を育み、「学びと活動の循環」の構築を図ります。

これらを通して、「日本一の紙のまち」の更なる発展に寄与する「ひとづくり」「ふるさとづくり」を目指した「あったかな四国中央市の教育」の充実・発展に努めます。

なお、本取組方針は、四国中央市第3次総合計画及び四国中央市教育振興に関する大綱との整合を図るため、令和9年度までとします。また、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて見直しを行い、本取組方針の実効性を確保していきます。

人 権 教 育

1. 取組方針

社会が変容しようとも普遍的なテーマである人権について、日常の暮らしの中で大切にし、互いに尊重し認め合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちを目指す。

2. 基本方針

基本方針 1

人権文化の醸成

推進施策 1 人権教育・啓発の推進

推進施策 2 人権問題の解決と相談機能の充実

3. 重点目標と施策の展開

>>> 基本方針 1 **人権文化の醸成**

推進施策 1 人権教育・啓発の推進

- (1) 人権・同和教育会報「きずな」を隔月に全戸配布し、市内の活動や、多様化した様々な人権課題を取り上げ、正しい知識を啓発することで市民の人権意識の高揚を図る。
- (2) 人権・同和教育推進者養成講座及び修了者会を開催し、人権・同和教育推進者の養成を図る。
- (3) 「心を育てるための5つの目標」や「身元調査おことわり運動」の周知等を市内全域に展開し、人権意識の高揚を図る。
- (4) 新規採用・転入教職員等人権・同和教育研修会を実施し、教職員及び市職員の人権意識のレベルアップを図る。
- (5) 市内企業を対象に講演会や講師派遣を行う。また企業等分会を開催し、今後の企業啓発や企業研修の拡充を図る。
- (6) 市内各公民館の利用サークル等を対象に講座を行い、人権教育及び啓発の推進に努める。
- (7) あらゆる機関や組織を通して、行政や就学前教育、学校教育、社会教育との連携を図る。
 - 就学前人権・同和教育研究大会
 - 人権・同和教育研究大会(社会教育部)

- (8) 全国・四国地区・愛媛県等の人権・同和教育研究大会へ参加し、人権教育及び啓発の深化を図る。
- (9) 四国中央市人権・同和教育基本方針を軸とした、統一的な人権教育及び啓発を図る。
- (10) インターネット及びケーブルテレビを利用することにより、市民の人権教育及び啓発を図る。

推進施策 2 人権問題の解決と相談機能の充実

- (1) 人権教育推進の中核的役割を果たす「四国中央市人権教育協議会」の機能の拡充を図る。

学 校 教 育

1. 取組方針

21世紀を拓く、心豊かにたくましく生きる人間を育成するために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた、子どもたちの「生きる力」を育む特色ある教育に取り組む。

2. 基本方針

基本方針 1

未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進

- 推進施策 1 個別最適化された教育プログラムの充実
- 推進施策 2 ICTを活用した新時代の学びの推進
- 推進施策 3 地域とともにある魅力ある学校づくり
- 推進施策 4 特別支援教育の推進

基本方針 2

安全・安心に学べる学校づくり

- 推進施策 1 地域ぐるみの取組推進
- 推進施策 2 学校での取組推進
- 推進施策 3 学校生活のサポートの充実
- 推進施策 4 学校環境の充実



3. 重点目標と施策の展開

>>> 基本方針 1 **未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進**

推進施策 1 個別最適化された教育プログラムの充実

- (1) 「学力向上GIGAしこちゅ〜プラン」に基づいて、授業のユニバーサルデザイン化の推進・深化を図り、大型提示装置や1人1台端末を効果的に活用しながら、すべての子どもが「分かる」「できる」楽しい授業を構築する。
- (2) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、全校体制による「確かな見取り」を推進する。また、児童・生徒が主体的に取り組む意欲を引き出す課題設定や、体験的な学習、問題解決的な学習の充実に努める。
- (3) 基本的な学習習慣や学習規律を確立するとともに、家庭学習の質的向上を図る。
- (4) 全国学力・学習状況調査や県学力診断調査・市学力診断調査等の結果を基に、課題と成果について検証し、学習指導の改善に努める。
- (5) 自分自身の長所や課題を把握し、主体的に学び続ける児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校の教育目標の具現化を図るため、組織的、継続的な教職員研修に努め、不断の見直しを行うとともに、児童・生徒理解を礎として教育活動を推進する。
- (7) 新学習指導要領に対応した実践研究を行い、組織的に授業改善を進め、授業力の向上を図る。
- (8) 実践交流等を通して、教育内容や指導方法などにおける小・中の連携や相互理解を深める。

■重点事業

- 主体的・対話的で深い学びに向かう授業づくりの推進
- 個別最適化された教育プログラムの充実
- GIGAしこちゅ〜プロジェクトの推進

推進施策 2 ICTを活用した新時代の学びの推進

- (1) コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の特性を理解させるとともに、情報を適切に活用する能力を育成する。
- (2) 情報モラルチェックリストに基づき、基本的なルール、マナーを発達段階に応じて計画的に指導し、主体的かつ適切に情報の管理・収集・選択を行う能力を育成する。並行して、デジタル・シティズンシップ教育の視野に立ち、デジタル社会とうまく関わる、資質・能力を育てる。

- (3) 学校におけるデジタル・シティズンシップ教育の視点を取り入れた情報活用能力の育成に努める。
- (4) 教育の情報化による教育の質の向上を目指し、学校を取り巻くICT環境等を整備し、教育の情報化を計画的に推進する。
- (5) ICTを活用した情報共有により、業務の効率化を図ることで校務の負担を軽減し、児童・生徒への適切できめ細やかな指導に努める。
- (6) 「学校における働き方改革」の実現に向け、勤務時間に関する意識改革と業務の適正化を図るとともに、ICT機器の効果的な活用による業務の効率化と校務負担軽減が図れるように研修を進める。

■重点事業

- 教職員研修の充実

推進施策 3 地域とともにある魅力ある学校づくり

- (1) キャリア教育アドバイザーを活用しながら、望ましい勤労観や職業観を育てるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる。
- (2) 個々の能力・適性に応じた進路決定が主体的になされるよう計画的な進路指導に努める。

■重点事業

- コミュニティ・スクールを活用した積極的な学習ボランティア導入
- えひめジョブチャレンジ U-15

推進施策 4 特別支援教育の推進

- (1) 校内委員会の機能性や特別支援教育コーディネーターの実践力を高め、全校的な支援体制を確立させるとともに、すべての教職員の専門性を高め、家庭や地域、各関係機関と連携した支援体制の充実を図る。
- (2) インクルーシブ教育の理念に基づき、児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階等の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援の中で、「分かる」「できる」楽しい授業を構築できるように、指導内容・方法の改善・充実を図る。
- (3) 各関係機関や保護者との連携を密にし、合理的配慮についての合意形成を図り、個別の教育支援計画や個別の指導計画の積極的な作成・活用に努め、指導・支援の充実を図る。
- (4) 特別支援学校と小・中学校との間、特別支援学級と通常の学級との間で、計画的・組織的な交流及び共同学習を推進する。

■重点事業

- 県立新居浜特別支援学校みしま分校等との連携による支援体制の充実
- 特別支援教育推進事業
- 学校教育課・発達支援課合同巡回相談

>>>基本方針2 安全・安心に学べる学校づくり

推進施策1 地域ぐるみの取組推進

- (1) 家庭・地域と連携・協働し、各校の実態を生かしたカリキュラム・マネジメントを組織的・計画的に行うことで、学校教育の質の向上と特色ある教育活動の充実に努める。
- (2) 家庭・地域に対して教育課程等の情報を積極的に提供するとともに、学校評価システムの適切な実施を通して理解や協力を得ながら、信頼される学校づくりに努める。
- (3) 家庭や地域社会及び関係機関との連携を深め、地域ぐるみで児童・生徒を見守る体制の強化に努める。
- (4) 家庭や地域社会及び関係機関等との連絡や協力を一層密にして、組織的な生徒指導の推進に努める。
- (5) 「宇摩の子の誓い」を基盤として、学校と家庭や地域社会が一体となり、実効性のある道徳教育を推進する。
- (6) 保護者の人権意識の高揚を図り、家庭や地域等と連携した人権・同和教育を推進する。

■重点事業

- コミュニティ・スクール推進事業

推進施策2 学校での取組推進

- (1) 国際社会を視野に入れ、物事を多面的に捉え、異文化を尊重しながら共に生きていく資質や態度を育てる。
- (2) コミュニケーション能力や自己表現力を育てる。
- (3) 児童・生徒が道徳的価値を自己とのかかわりで捉え直し、具体的な事象に即してどう行動するかを体験的に学ぶことができる教育実践に努める。
- (4) 「特別の教科道徳」の授業において、児童・生徒が主体的に価値意識を築き、実践化を図れるよう、指導内容や指導方法の質的改善を図る。
- (5) 心の居場所としての学級づくりに努め、話し合い活動等を通して、より良い人間関係を築く力や自治的能力を育てる。

- (6) 人権尊重の理念を全ての教育活動の基盤とし、現職教育の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、生きる力を育むよう努める。
- (7) 就学前・小・中・高の連携を図りながら、計画的・系統的な人権・同和教育の推進を図る。
- (8) 自他の生命や人権を尊重する精神に立ち、互いに認め合いともに生きていこうとする実践的な態度を育てる。
- (9) 体験を通して学ぶことを重視し、自ら行動できる児童・生徒の育成に努める。
- (10) 読書をはじめとする心に響く経験を通して、児童・生徒の豊かな感性を育てる。
- (11) 教職員としての実践的指導力と人間的魅力を深めるための専門的、実践的な研修に努めるとともに、体罰等を許さない体制を醸成する。
- (12) 教職員は服務規律を遵守し、教育職員としての自覚をもって行動するとともに、社会の模範となるよう努める。また、職務遂行を通して、互いに学び合い、高め合い、組織力の向上を図る。
- (13) 一人ひとりの教職員が、差別の現実学ぶことを基本理念として、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた確固たる姿勢を確立するとともに、人権意識を高めるための研修に努め、資質の向上を図る。

■重点事業

- 人権・同和教育指導訪問
- N I E教育推進
- 電子図書を含む読書活動の推進

推進施策 3 学校生活のサポートの充実

- (1) 児童・生徒の自己指導能力の育成を目指し、全教育活動を通じて、生徒指導の一層の充実と自治的集団づくりに努める。
- (2) 校内において、複数の視点で児童生徒の変化を早期発見し、適切かつ迅速に対応できるように、教育相談体制の充実を図る。
- (3) 仲間意識を育て、いじめを生まない集団づくりに努める。
- (4) いじめ・不登校等については、校長を中心に全教職員が一致協力し、全力を尽くして未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (5) 児童・生徒の体力低下、運動習慣における子どもの二極化を踏まえ、学校体育の指導及び遊びや体育的活動の充実を図り、運動習慣の形成と体力の向上に努める。
- (6) 児童・生徒の運動に関する意欲や関心を高め、「できる」「楽しい」「やってみよう」と感じる授業実践を組織的・系統的に推進する。
- (7) 「早寝・早起き・朝ごはん」など家庭における児童・生徒の基本的な生活習慣の定着を図るとともに、食育の充実を図り、望ましい食習慣や睡眠習慣の形

成に努める。

- (8) 心の健康、性の問題、喫煙・飲酒・薬物乱用や生活習慣病の兆候等の健康に関する現代課題について、実態を踏まえながら、計画的、継続的に指導する。

■重点事業

- 教育支援センター、少年育成センターと学校との連携強化
- 不登校未然防止の取組充実
- 校内サポートルーム設置事業
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等活用事業
- ハートなんでも相談員設置事業
- いじめSTOP愛顔の子ども会議
- 学校体育指導力向上事業

推進施策 4 学校環境の充実

- (1) 学校安全に関する校内体制の整備を行うとともに、危機管理マニュアルの見直し、改善に努め、教職員一人ひとりの危機管理意識を高める。
- (2) 実践的な防災教育の推進と地域と連携した防災管理体制の整備を図る。
- (3) 通学路の点検を定期的を実施し、安全確保に努める。
- (4) 児童・生徒の安全・安心を最優先に、学校施設の適切な維持管理に努め、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化に伴う学校施設の改修、長寿命化など、教育環境の充実に努める。

青少年健全育成

1. 取組方針

次代を担う子どもたちが、健やかでたくましく、のびのびと育ち、安全で安心して学び遊べる地域づくりを推進するために、健全育成活動の総合的な拠点として、関係機関相互の連携と協働により、地域総がかりで心身ともに健全な少年の育成に努める。

2. 基本方針

基本方針 1

未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進

推進施策 地域とともにある魅力ある学校づくり

基本方針 2

安全・安心に学べる学校づくり

推進施策 子どもを守る体制の強化

3. 重点目標と施策の展開

>>>基本方針 1 未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進

推進施策 地域とともにある魅力ある学校づくり

(1) 地域と連携した活動の推進

ア 地域・関係機関・団体との連携を図り、積極的な情報提供や円滑な活動により、地域ぐるみで子どもたちを見守る体制の強化に努める。

イ 各園・学校や関係機関等と、不審者情報の共有化を図り、子どもたちの安全安心の確保に努める。

(2) 早期発見、早期指導を目指した補導活動の推進

ア 少年補導委員及び関係機関と連携し、地域の実情に応じた計画的・組織的な補導活動の充実に努める。

イ 定期的な補導委員会等の開催により、地域や学校及び関係機関、補導委員相互の情報収集（非行・不登校・いじめ等）に努める。

(3) 広報・啓発活動の推進

ア 家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、インターネット・SNSの安全、安心な利用を促進するための教育・啓発を実施する。

イ 「すこやか育成」（少年育成センターの活動概要冊子）を発行、啓発活動の充実に努める。

(4) 関係機関・団体との連携強化

- ア 四国中央市の子どもを育てる市民会議参画団体等、関係機関との連携強化を図る。
- イ 四国中央市生徒指導主事会及び県立学校生徒指導連絡協議会等と、相互の情報交換を行い、実態の把握に努める。

>>>基本方針2 安全・安心に学べる学校づくり

推進施策 子どもを守る体制の強化

(1) 四国中央市の子どもを育てる市民会議事業の充実

- ア 「宇摩の子の誓い」の推進
「四国中央市の子どもを育てる市民会議」を推進母体として、関係機関と連携を図り、普及活動及び実践活動を推進し、規範意識の高揚に努める。
- イ 「情報モラル教育」の推進
子どもたちが、情報社会を生き抜く上で必要なソーシャルスキルを身に付けるため、情報モラルの啓発に努める。
- ウ 「明るく住みよい社会づくり推進標語」の募集
児童・生徒自身の社会モラル、規範意識の向上に努める。
- エ 「子どもを守るいえ」の事業推進
児童・生徒が事件・事故に巻き込まれることを未然に防止し、子どもたちが安全・安心に生活できる環境づくりに努める。
- オ 「子ども見守りパトロール」の事業推進
市民の車に「子ども見守りパトロール」のステッカーを貼って地域を巡回してもらうことで、防犯意識の高揚を促し、子どもの見守り活動に努める。

(2) 非行・いじめ・不登校問題等に関する相談活動の充実

- ア 少年に関する相談の窓口として、電話相談、訪問相談及び招致相談の充実を図る。
- イ 少年の生活上の悩みや不登校等の問題解決のため「こども支援室」を設置し、効果的な個別相談を進めながら、家庭や学校、専門相談機関と情報共有する等、連携強化を図る。
- ウ 教育支援センターと連携し、登校しにくい状態にある児童・生徒への適切な支援を行う。

(3) 環境浄化活動の推進

- ア 白いポストによる有害図書類の回収などにより、少年の環境浄化活動に努める。
- イ 非行や事故発生のおそれのある危険箇所の実態把握に努め、有害環境の点検強化と適切な処置を行う。

(4) 研修・調査活動の積極的な参加

- ア 補導委員及び所員の資質向上を図るために研修会の開催、連絡協議会等への参加、自主計画による研修に努める。
- イ 「青少年の非行・被害防止強調月間（7月）」及び「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」での街頭啓発活動等、積極的な参加に努める。
- ウ 情報収集や専門知識を習得するため、各種研修会に積極的に参加し、知識の向上を図る。

幼稚園教育(事務執行所管：福祉部保育幼稚園課)

1. 取組方針

未来にはばたく、心豊かでたくましく生きる幼児を育てるために、幼児を取り巻く社会の変化を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、幼児や地域の実態に即した特色ある教育を推進し、豊かな人間性や、「生きる力」の基礎を培う幼稚園教育の充実に努める。

2. 基本方針

基本方針 1 人権文化の醸成

基本方針 2 未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進

基本方針 3 安全・安心に学べる学校づくり

- 推進施策 1 幼児や地域の実態に即した特色ある幼稚園づくりの推進
推進施策 2 生きる力の基礎を培う教育内容と指導方法の改善
推進施策 3 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校との連携
推進施策 4 教職員の資質と指導力の向上

3. 重点目標と施策の展開

>>>基本方針 1 **人権文化の醸成**

>>>基本方針 2 **未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進**

>>>基本方針 3 **安全・安心に学べる学校づくり**

推進施策 1 幼児や地域の実態に即した特色ある幼稚園づくりの推進

- (1) 地域や幼稚園、幼児の実態に即し、全教職員の創意を生かした特色ある幼稚園経営を行う。
- (2) 教育目標の実現を目指し、幼児の発達の特性に即した教育課程の工夫・改善を図る。
- (3) 教育環境の充実・整備に努め、幼児の自己実現を促す教育活動を行う。
- (4) 家庭や地域の人々との連携を図り、心身共に健全な幼児の育成に努める。

- (5) 園での教育活動や運営の状況等について自己点検・評価を行うとともに、積極的に情報を提供することにより、地域に開かれた幼稚園づくりに努め、保護者や地域等の信頼に応える教育を推進する。
- (6) 子育てに関する様々な相談事業の充実を図り、子育て支援に努める。

推進施策 2 生きる力の基礎を培う教育内容と指導方法の改善

- (1) 多様な生活体験を通して豊かな感性を育てる。
- (2) 幼児期にふさわしい生活が展開されるよう、幼児の主体的な活動を促し、遊びを通しての総合的な指導を充実させる。
- (3) 個を生かす評価をもとに、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導のあり方を工夫する。
- (4) 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導を行う。
- (5) 人権・同和教育の推進に努める。
 - ア 一人一人を大切にした保育を実践することにより、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を育てる。
 - イ 心に響く体験を通して、豊かな心情や生命を尊重する心を育てる。
 - ウ すべての教育活動の中で、認め合い、支え合う仲間意識を育てる。
 - エ 就学前における人権・同和教育の重要性を認識し、人権意識の芽生えを培う教育の実践に努め、保・認定こども園・小・中・高等学校との連携を図り、一貫性のある人権・同和教育の推進を図る。
 - オ 一人一人の教職員が、差別の現実学ぶことを基本理念とし、同和問題をはじめとする様々な人権学習の研修会等に積極的に参加し、自己の生き方や教育内容の充実に努める。
 - カ 家庭や地域等と連携した人権・同和教育を推進する。
 - 市就学前人権・同和教育研究大会
- (6) 特別支援教育の推進に努める。
 - ア 一人一人の発達の特性或課題、生活上の困難等を把握し、適切な支援に努める。
 - イ 家庭や関係諸機関との連携を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした教師間の連携による共通理解と幼児の指導に努める。
- (7) 道徳性の芽生えを培う教育を推進する。
 - ア 幼児の道徳性の芽生えを正しくとらえ、道徳的な感じ方や考え方の基礎を育てる。
 - イ 一人一人の幼児の道徳的な態度や心情の発達に留意し、教育的環境や条件を整備する。
 - ウ 家庭や地域との連携を密にし、基本的な生活習慣の育成に努める。
- (8) 健康・安全教育を推進し、安全で安心な幼稚園づくりに努める。
 - ア 健康・安全で活力のある生活を送るための基本的な習慣や態度を育成する。

- イ 自他の生命尊重を基に、体験を通して安全に対する判断力や行動力を育てる。
- ウ 望ましい食生活を身に付ける。
- エ 安全点検や安全対策の改善・整備に努めるとともに、家庭や地域社会との連携を密にとり、事故防止に万全を期する。
- オ 防犯、防災、交通安全等について、家庭や諸機関との連携を図りながら指導の徹底を図る。

推進施策 3 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校との連携

- (1) 地域の実情に即して協力体制を整え、教育内容や指導方法の相互理解に努める。
- (2) 幼・保・認定こども園、小の独自性を踏まえつつ、幼児・児童の学びや育ちを連続的にとらえ円滑な接続を図る。
- (3) 幼児一人一人の成長や発達の可能性を小学校に伝えるための具体的な方法を工夫する。

推進施策 4 教職員の資質と指導力の向上

- (1) 専門職としての資質と指導力の向上を目指して研究を充実し、主体的な研修に努める。
 - (2) 自園の実態に即して研修内容を体系化し、園内研修を充実する。
 - (3) 常に教養を高め、指導の向上を図るよう自己研修に努める。
 - (4) 市内幼稚園の研究交流を積極的に推進し、自園や自己の研究に生かせるように努める。
- 新規採用教職員研修

学 校 給 食

1. 取組方針

食を通して、児童・生徒の心身の健康保持増進を図るために、安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな学校給食の提供とともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成に努める。

2. 基本方針

基本方針 1

安全・安心に学べる学校づくり

推進施策 1 栄養バランスの取れた豊かな学校給食の提供

3. 重点目標と施策の展開

>>>基本方針 1 **安全・安心に学べる学校づくり**

推進施策 1 栄養バランスの取れた豊かな学校給食の提供

- (1) おいしく、栄養バランスに配慮した献立作成に努める。
- (2) 減農薬・減化学肥料で栽培された米、野菜等をはじめ、より安全で安心な地元産食材の活用を推進する。
- (3) 体験学習の機会を提供するなど、学校給食を通じて、食育を推進する。
- (4) 給食関係者に対する研修会の開催やマニュアルの周知徹底、施設設備の改善を図り、安全衛生管理の徹底に努める。
- (5) 公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、学校給食設備の整備を推進する。
- (6) 学校給食費の未納解消に努めるとともに、公会計化の検討を進める。

文化振興

1. 取組方針

文化の香り高いまちづくりを進めるため、文化財保護行政業務を中心に、地域の歴史文化遺産の保護と継承を推進するとともに、当市独自の文化創造や市民の文化活動の育成と定着を図り、豊かな地域文化の醸成に努める。

2. 基本方針

基本方針 1 地域文化の継承と創造

推進施策 1 歴史文化の保全と継承

推進施策 2 芸術文化の振興と創造

3. 重点目標と施策の展開

>>> 基本方針 1 地域文化の継承と創造

推進施策 1 歴史文化の保全と継承

- (1) 市内に存在する文化財を調査し、その保護と整備を図る。成果を広く市民に紹介することで、文化財に対する理解と認識を深め、文化財の保護意識の醸成を図る。
- (2) 学芸員を中心に講座や説明会の機会充実に努めるとともに、関係機関とも連携のうえ、博物館施設を拠点として、企画展開催等の学習機会の拡充と充実に努める。
- (3) 地域に遺された歴史文化遺産や伝統文化の把握に努め、普及啓発の充実等を図ることにより、生涯学習の機会充実と、保存と継承が可能となる基盤を醸成する。

■重点事業

- 文化財調査・保護活動
- 文化財学習の推進
- 歴史文化遺産の保存・継承

推進施策 2 芸術文化の振興と創造

- (1) 文化協会等の活動を支援することにより、諸団体の機能充実を図り、文化活動を通じた市民の一体感醸成を図る。
- (2) 四国中央ふれあい大学を中心に、芸術文化鑑賞の機会を提供するとともに、市民の自主的な芸術文化活動の支援を行うことで、市民の情操感を養う。
- (3) 書道パフォーマンス甲子園と紙のまち新春競書大会の開催により、紙と書が一体となった独自の文化を内外に発信することで、当市の文化全般の活性化を図る。

■重点事業

- 文化関連団体の支援
- 芸術文化活動の推進
- 四国中央市独自の文化情報の発信

生涯学習

1. 取組方針

生涯にわたる学習を通して、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるまちづくりを目指す。

2. 基本方針

基本方針 1

生涯学習による人づくり・まちづくり

推進施策 1 生涯学習の環境づくり

推進施策 2 生涯学習による人づくり・まちづくりの展開

推進施策 3 読書活動の推進

3. 重点目標と施策の展開

>>>基本方針 1 **生涯学習による人づくり・まちづくり**

推進施策 1 生涯学習の環境づくり

(1) 幼児

幼稚園、保育園と連携のもと、子育て支援事業を展開し、幼児期にふさわしい育成環境づくりに努め、家庭や地域の教育力の向上を図る。

(2) 青少年

青少年を健全に育てる環境が重要な課題となっている状況を踏まえ、青少年の興味や関心に即した学習や社会参加活動・生活体験の場等の拡充を図る。

(3) 成人

生涯学習の視点にたち、様々な学習要望に応える学習講座の開設や自主講座の積極的な支援を行う等、市民の学習意欲を高める。

(4) 高齢者

高齢者が健康で生きがいを求めることができる学習の提供と高齢者が持つ豊かな知識、技能等を活かせる社会参加機会の拡充を図る。

(5) 家庭

家庭の教育力の向上を図るため、PTA、愛護班、婦人会等社会教育団体と連携し、子育て学習講座の開催や地域ぐるみの子育て支援活動体制の整備に努める。

(6) 人権

公民館の利用団体、サークル等を対象に講座を行い、人権教育・啓発の推進に努める。

推進施策 2 生涯学習による人づくり・まちづくりの展開

(1) 生涯学習による人づくり・まちづくり

公民館等地域の「学びの場」である社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等、活力ある地域コミュニティの形成に努める。

(2) 公民館活動の充実

地域に密着したつながりのある公民館・交流センター活動を推進するため、地域コミュニティの再生を図り、住民の学習要望や動向等を把握するとともに、地域の学習拠点としての教育・奉仕活動や体験活動を支援し、人材育成に努める。

推進施策 3 読書活動の推進

市民の教養文化の向上に資するため、図書館の蔵書の充実、資料の整備等、利用の充実や関係機関等との連携強化を図るとともに、子どもの読書活動推進計画の具現化に努めることで、読書活動を行う意欲を高める環境づくりを行う。

ス ポ ー ツ 振 興

1. 取組方針

市民の健全な心身の発達を促し、健康で豊かな文化生活を営むため、スポーツによる楽しみ・健康づくり志向者を含む多様化したニーズを考慮した各種施策を行い、市民総参加による、体育・スポーツの普及・振興に努め、生涯スポーツ社会の実現に向け、誰もが親しめる体育・スポーツ活動を推進する。

2. 基本方針

基本方針 1

スポーツの推進

- 推進施策 1 生涯スポーツの推進とスポーツに親しむきっかけづくり
- 推進施策 2 競技スポーツの振興
- 推進施策 3 施設の利用促進と維持管理

3. 重点目標と施策の展開

>>> 基本方針 1 スポーツの推進

推進施策 1 生涯スポーツの推進とスポーツに親しむきっかけづくり

- (1) 各種スポーツ人口拡大のため、軽スポーツ、レクリエーションの普及に努める。
- (2) 市民の体力向上を目指し、各種スポーツ健康教室等を開催する。
- (3) 高齢者のスポーツ、レクリエーションの指導、奨励を図る。
- (4) 市民の健康増進と各種スポーツ活動の促進を図るため、市民スポーツ祭等を開催する。
- (5) スポーツ少年団活動を通して児童生徒の健康な身体と社会に貢献しうる豊かな心を育てる。

■ 重点事業

- 市民の体力向上と健康づくりの推進

推進施策 2 競技スポーツの振興

- (1) スポーツ関係指導者の資質の向上と育成を図るため、講習会、研修会等を開催する。
- (2) 市民体育スポーツの振興を図るため、体育・スポーツ団体を支援する。
- (3) 地域スポーツ活動を助成し、総合型地域スポーツクラブの育成に努める。

■重点事業

- 体育・スポーツ団体の育成指導
- 体育・スポーツ指導者の育成と指導力の強化

推進施策 3 施設の利用促進と維持管理

- (1) 体育施設・設備の整備充実と利用促進を図る。
- (2) 学校体育施設開放事業を推進する。

■重点事業

- 体育・スポーツ施設の整備と利用促進